

行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 215 号
平成 31 年 3 月 1 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成31年1月16日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称

- 1 名古屋城の石垣の件に関するアドバイザーである文化財石垣保存技術協議会会員に対する旅行依頼又は市職員の同人を訪ねる旅行命令として
 - (1) 旅行依頼簿 (10月22日分)
 - (2) 旅行依頼簿 (10月25日分)
 - (3) 旅行命令簿 (11月19日分)
 - (4) 旅行依頼簿 (11月30日分)
 - (5) 旅行依頼簿 (12月13日分)
 - (6) 旅行依頼簿 (12月28日分)
 - (7) 旅行依頼簿 (1月5日分)
 - (8) 旅行依頼簿 (1月11日分)
- 2 同旅費及び謝金の支出根拠として
 - (1) 文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて (及び別紙2) (10月22日分)
 - (2) 同上 (10月25日分)
 - (3) 文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金の支払いについて (11月19日分)
 - (4) 文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて (及び別紙2) (11月30日分)
 - (5) 同上 (12月13日分)
 - (6) 同上 (12月28日分)
 - (7) 同上 (1月5日分)
 - (8) 同上 (1月11日分)

	<p>3 同旅費及び謝金の支出命令書として</p> <p>(1) 支出命令書 (10月22日分)</p> <p>(2) 支出命令書 (10月25日分)</p> <p>(3) 支出命令書 (謝金) (11月19日分)</p> <p>(4) 支出命令書 (旅費) (11月19日分)</p> <p>(5) 支出命令書 (11月30日分)</p> <p>(6) 支出命令書 (12月13日分)</p> <p>(7) 支出命令書 (12月28日分)</p> <p>(8) 支出命令書 (1月11日分)</p>	
	<p>4 名古屋城の石垣の件に関するアドバイザーである文化財石垣保存技術協議会会員からの意見伺いに基づく成果物</p> <p>(1) コンサル打合せメモ (10月22日)</p> <p>(2) 10月25日視察・打ち合わせ</p> <p>(3) 成果物 (11月19日分)</p> <p>(4) 復命書 (11月19日分)</p> <p>(5) 天守台石垣調査打ち合わせ (11月30日)</p> <p>(6) 石垣調査打ち合わせ (12月13日)</p> <p>(7) 2018年12月28日コンサルとの石垣打ち合わせ</p>	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 3 / 年 3 月 4 日 午前 午後 時
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当公開請求のあった「1(3)」及び「3(4)」に記載されている職員行政職の号級並びに「1(1)、(2)、(4)～(8)」に記載されている印影については、「通常他人に知られたくないと認められる」情報であると考えられるため、非公開とします。</p> <p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当公開請求のあった「4(1)～(7)」の内容につきましては、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。</p>	
備 考	<p><決定を行った所管課・公所></p> <p>観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室</p> <p>TEL 052-231-2481</p>	

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。